

軽減税率で社会保障は削減されないのか

来年の四月から10%にしていくということ
でありますから、当然、そのときにお約束を
している社会保障制度の充実はちやんと
行っていく

1/8 衆予算委

— 軽減税率に必要な1兆円。財源は。
安定的な財源をしっかりと確保してい
たい。その際、社会保障に回っているもの
を切るというとはない。

1/10 NHK「日曜討論」

10%に引き上げる際に2.8兆円の充実をし
ていくというお約束をしているわけでございま
して、(中略) これを軽減税率の方に回す
ということがない。

1/12 衆予算委



出所：衆議院記録部議事速報、
衆議院インターネット審議中継、
産経ニュース「NHK番組発言全文
(2016年1月10日)より」
山井和則事務所作成

軽減税率導入による負担軽減額について

○ 軽減税率制度の導入による「一人当たりの平均的な消費税負担軽減額」は、

① 8,000円程度／年

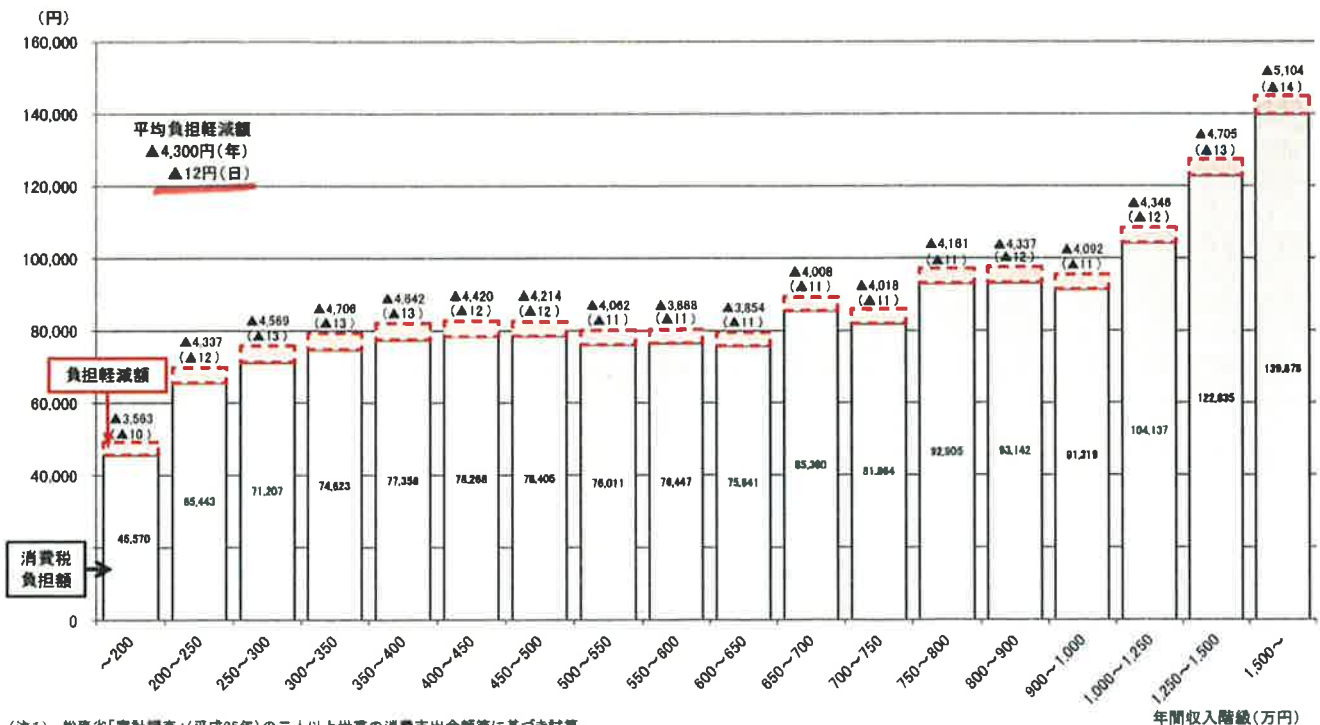
(注)「軽減税率制度の導入による減収見込み額」1兆円程度を、人口約1.3億人で除したもの。

② 22円程度／1日

(注) 上記①を365日で除したもの。

となるものと考えている。

軽減税率による負担軽減額(軽減対象:酒類・外食を除く飲食料品)[1人当たり]



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)の二人以上世帯の消費支出金額等に基づき試算。

(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

軽減税率制度の導入と社会保障関係費の抑制との関係について

平成 28 年 1 月 19 日

内閣官房

総務省

財務省

厚生労働省

- 軽減税率制度の導入に必要となる、総合合算制度の見送りにより生じる 0.4 兆円程度の財源以外の安定財源（0.6 兆円程度）については、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけではなく、今後、歳入・歳出両面にわたって、聖域なく検討していくこととなる。
- いずれにせよ、社会保障については、持続可能な制度を構築し、次世代に引き渡していくため、必要な社会保障の質を確保しつつ、効率化や制度改革の取組を継続・強化していく必要があると考えている。

軽減税率 1兆円 = 安定財源

4,000億円

6,000億円

総合合算制度
(4,000億円)を、
とりやめ。

(例)低所得者1,000万人
4万円(年)
「医療、介護、保育料」
の自己負担軽減

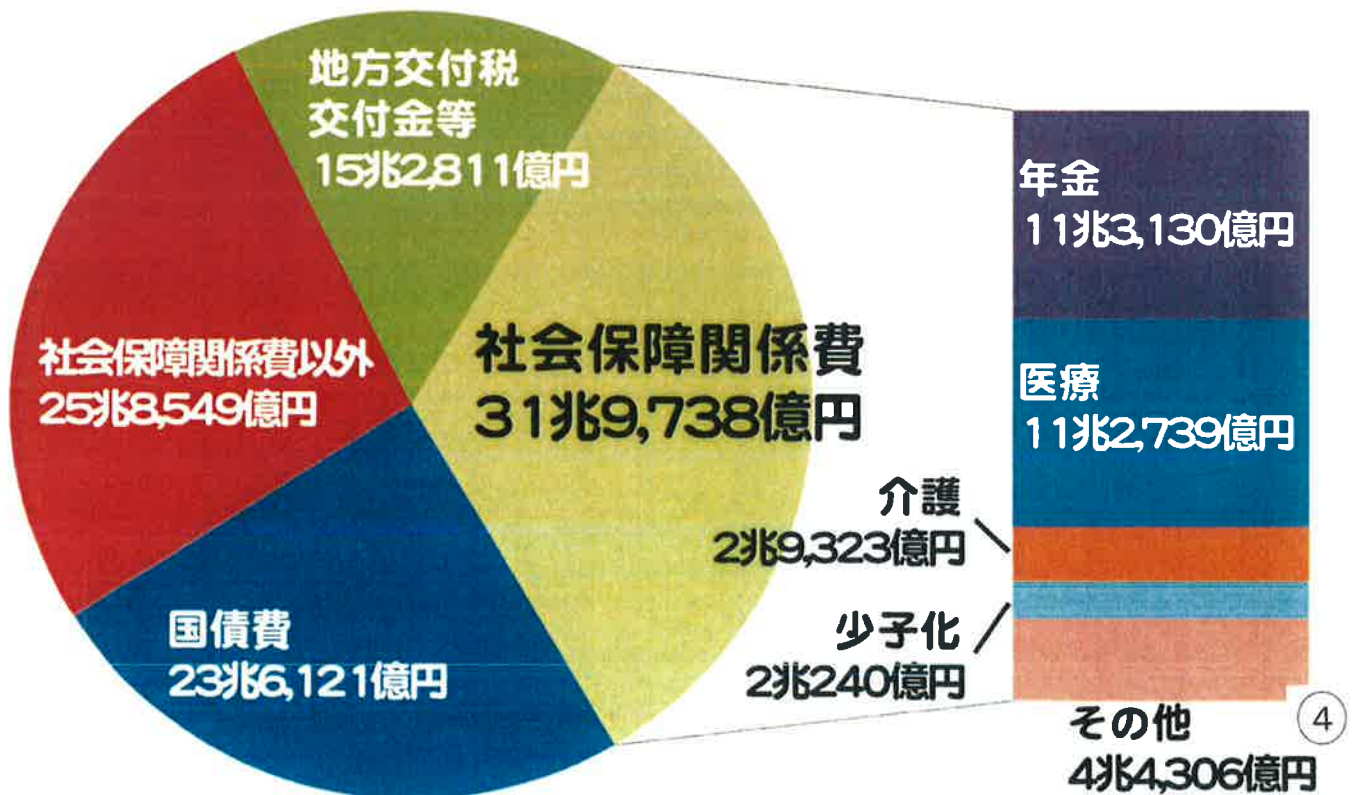
「安定財源 (0.6兆円) は、
現時点で具体的な措置内容が
念頭にあるわけではなく、今後、
歳入・歳出両面にわたって、
聖域なく検討していく」

出所: 「軽減税率制度の導入と社会保障関係費
の抑制との関係について」
内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省

2016年2月5日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

出所: 政府資料より山井和則事務所作成

2016年度予算の社会保障関係費



2016年2月5日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

出所: 財務省資料より山井和則事務所作成

図表 予算編成における社会保障関係費削減一覧

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自然増試算	9,100億円 ・医療3,200億円 ・年金2,000億円 ・介護、福祉 2,750億円 ・雇用保険 1,150億円	9,100億円 ・医療3,900億円 ・年金2,100億円 ・介護、福祉等 3,100億円	1兆800億円 ・医療4,500億円 ・年金3,500億円 ・介護、福祉等 2,800億円	8,000億円 ・医療3,000億円 ・年金2,000億円 ・介護、福祉等 3,000億円	7,700億円 ・医療2,800億円 ・年金2,700億円 ・介護、福祉等 2,200億円 ・雇用保険 ▲300億円	7,500億円 ・医療3,600億円 ・年金2,800億円 ・介護、福祉等 800億円 ・他省庁要求分 300億円	8,700億円 ・医療3,700億円 ・年金3,300億円 ・介護 800億円 ・福祉その他 900億円
削減目標額	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円
削減額の内訳				医療制度改革 (▲900億円)			
		診療報酬改定 (▲717億円)		診療報酬改定 (▲2,390億円)		診療報酬改定 (▲660億円)	
						後発医薬品普及 (▲220億円)	後発医薬品普及 (▲230億円)
						政管健保国庫負担 見直し	
						国民健康保険組 合国庫補助見直し (▲40億円)	
						医療保険加入資 格適正化 (▲230億円)	
		年金物価スライド 引下げ (▲1,150億円)	年金物価スライド 引下げ (▲100億円)	年金物価スライド 引下げ (▲100億円)	年金物価スライド 引下げ (▲110億円)		
				介護保険制度改 正 (▲420億円)			
		介護報酬改定 (▲300億円)			介護報酬改定 (▲90億円)		
				支援費制度見直し (▲43億円)			
				公費負担医療 利用者負担見直し (▲38億円)			
			生活保護 老齢加算見直し (▲167億円)			生活保護 母子加算見直し等 (▲420億円)	生活保護 母子加算見直し (▲50億円)
		雇用保険制度改 正 (▲500億円)				雇用保険 国庫負担見直し (▲1,810億円)	
	その他 (▲250億円)	その他 (▲270億円)					
参考		三位一体改革 (▲2,320億円) ・公立保育所運営 費 ほか	三位一体改革 (▲6,300億円) ・国民健康保険 国庫負担 ・養護老人ホーム 等保護費負担金 ほか	三位一体改革 (▲6,707億円) ・児童扶養手当 給付費負担金 ・児童手当国庫 負担金 ・介護給付費等 負担金 ほか			新たな財源による 削減額の圧縮 (▲1,970億円) ・道路特定財源の 一般財源化 (▲600億円) ・特別保健福祉事 業資金の精算 (▲1,370億円)
	予算額(当初)	18兆9,907億円	19兆7,970億円	20兆3,808億円	20兆5,739億円	21兆1,409億円	21兆7,824億円
予算額(補正後)	19兆6,844億円	20兆3,947億円	20兆8,235億円	20兆8,728億円	21兆3,526億円	—	

※平成16～18年度については、三位一体改革でも国庫負担見直しによる社会保障費の削減が行われているため、合計数は合わない。
三位一体改革と合わせ、最終的に自然増から削減額を引いた数字に、社会保障関係費は収まっている。

(出所) 財務省・厚生労働省資料より作成

社会保障の充実と重点化・効率化

(参考) 平成24年11月30日時点

【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実 (特種児童の解消などの量的拡充と質の向上)
- ・ 子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・ 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・ 「特種児童解消加速化プラン」の実施
- ・ 社会的課題の充実

【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制改革
 - ① 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
 - ・ 病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにいくこと、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・ 在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・ 医師、看護師等の医療従事者を確保する。
 - (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に反映する適切な対応の在り方の検討・必要な措置)
- ② 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
- ⅰ) 医療と介護の連携、ⅱ) 生活支援・介護予防の基盤整備、ⅲ) 認知症施策、ⅳ) 地域の実情に応じた支援者への支援の見直し、ⅴ) マンパワーの確保等

○ 医療・介護保険制度の改革

- ① 医療保険制度の財政基盤の安定化
 - ・ 低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充 (国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
 - ・ 協会けんぽに対する国庫補助
- ② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
 - ・ 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
 - ・ 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ③ 介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

○ 難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

- ・ 後高齢者支援金の全面総額調子の導入
- ・ 特別養老ホーム入所者等への精足給付の見直し
- ・ 入院時の食事代の見直し
- ・ 短期間労働者に対する使用者保険の適用拡大

【年金】

- 現行制度の改善
 - ・ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
 - ・ 支給開始期間の短縮
 - ・ 遺族年金の父子家庭への拡大

【合計】

充実
重点化・効率化 ▲0.4兆円程度
(総合合算制度含まない(注))

【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
- ・ (例) 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(特種児童の解消)

【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化
 - ・ 診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備
 - ・ 病院・病棟機能の分化・強化と連携・在宅医療の充実等(8,800億円程度)
 - ・ 在宅介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築(2,800億円程度)
 - ・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強(2,500億円程度)
- 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆選別対策
 - a 被用者保険の適用拡大と国民の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 長時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
 - ・ 市町村国民の財政運営の都道府県単位の強化・財政基盤の強化
 - (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))
 - b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - d その他(総合合算制度～0.4兆円程度)

○ 制度の持続可能性の観点から高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討するとともに、まずは年間で負担上限等の導入を目指す

・ 高齢者医療制度改革(※)

(※)3党の「確約書」では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議するとされている。

- ・ 平均在院日数の減少等(▲4,400億円程度)
- ・ 外来受診の適正化(▲1,300億円程度)
- ・ 介護予防・重点化予防・介護施設の重点化(在宅への移行)(▲1,800億円程度)
- ・ 公費では完全実施の場合は▲1,800億円
- ・ 改正法では、公費への影響は縮小(▲200億円程度)
- ・ 介護給付金の総額調子導入(完全実施すれば▲1,500億円)
- ・ 低所得者に対する短期間労働者重点化予防に効果のある給付への重点化

【年金】

- 新しい年金制度の創設(※)
 - 所得比例年金(社会保険方式) ○ 基礎年金(現行)
 - 現行制度の改善
 - 最低保障額の見直し
 - 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付(5,000億円程度)
 - 遺族年金の父子家庭への拡大(100億円程度)
 - 短期間労働者に対する厚生年金の適用拡大 ○ 産休期間中の保険料負担免除
 - 第3号被保険者制度の見直しの検討 ○ 退職老齢年金の繰上りの検討
 - 無期スライド特例分の解消
 - 平成28年度から平成27年度の3年間で解消し、平成25年度は10月から実施
 - マクロ経済スライドの検討
 - ・ 平成28年度から平成27年度の3年間で解消し、平成25年度は10月から実施
 - ・ 現行制度の引上げの検討(中長期的な課題)
 - ・ 支給開始年齢引き上げの検討、1歳引き上げの導入に、引上げ年引いて0.2兆円程度を公費削減

- 支給開始期間の短縮(300億円程度)
- ・ 支給開始期間の短縮
- 被用者年金の一元化
- 公費への影響なし
- 低所得者の年金給付の見直しの検討
- 現行制度の引上げの検討

【合計】

充実
重点化・効率化 ▲～1.2兆円程度
～3.8兆円程度
(うち、総合合算制度～0.4兆円程度)

(注) 総合合算制度は、仮に消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することになれば「社会保障の充実」に含まれる一つの候補ではあった。経費削減制度の導入に当たり、総合合算制度相当額0.4兆円程度をその財源に充てることとしている。これに伴い、総合合算制度は、消費税率引上げに伴う低所得者対策としては実施することはない。

る。

- 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保のための方策について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源確保に努めるものとする。
- 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

(2) 年金関連の2法案の修正

- ① 低所得高齢者・障害者等への年金額加算
 - 低所得高齢者・障害者等への年金額加算の規定は削除するが、消費税率引上げにより増加する消費税収を活用して、平成27年10月から、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずるものとし、今回の消費税率引上げを含む税制抜本改革が「社会保障制度の改革とともに」行うとされている（税制抜本改革法案第1条）趣旨に則り、税制抜本改革法案の公布後6月以内に必要な法制上の措置を講ずる旨を規定する。

出所：民主党・自由民主党・公明党「社会保障・税一体改革に関する論議書」

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）（案）
～1兆円超の財源を確保した場合における、0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）～

本資料については、平成26年3月28日に閣議された子ども・子育て関連重要法（第14回）子ども・子育て関連重要法（第18回）全国会議で取りまとめられた「子ども・子育て支援新制度における項目を機動的に削減した上で、残った項目について、内容を削減することとし、所要額（総額）から0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額を算出したことに基づき、機動的に算出した「削減」等と記載されていることについては考慮せず、金額部分のみに着目して差引計算を行い、その計算結果に「程度」を付している。）額を0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）として掲載（赤字部分）したものである。

※所要額（総額）欄の括弧は0.7兆円の範囲で実施する事項における所要額（参考数値）	
項目	所要額（総額）
3歳児を中心とした職員配置の改善	1261億円程度 0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）
研修の充実	94億円程度 (38億円程度) 1261億円程度
休日保育の充実	32億円程度 (28億円程度) 56億円程度
職員の定着・確保の仕組み（職員給与の改善、キャリアアップの推進）	952億円程度 (571億円程度) 4億円程度
保育認定の2区分に応じた対応	337億円程度 (337億円程度) 381億円程度
地域の子育て支援・保育支援	597億円程度 (150億円程度) —
小学校との連携の改善	86億円程度 (14億円程度) 72億円程度
事務負担への対応	194億円程度 (45億円程度) 149億円程度
施設長、栄養士、その他の職員の配置	362億円程度 (22億円程度) 340億円程度
第三者評価等の推進	42億円程度 (12億円程度) 30億円程度
低所得者世帯の負担軽減拡充 保育料等の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	※所屬部や対象者の範囲等については、今後検討 ▲226億円程度 (▲197億円程度) ▲29億円程度
3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）	
項目	所要額（総額）
児童保育の充実	164億円程度 0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）
放課後児童クラブ事業の充実	463億円程度 (270億円程度) 164億円程度
一時預かり事業の充実	12億円程度 193億円程度
ファミリーサポートセンター事業の充実	4億円程度 12億円程度
利用者支援事業	342億円程度 (192億円程度) 4億円程度
実質職域に伴う補足給付事業	103億円程度 (3億円程度) 150億円程度
研修の充実	19億円程度 100億円程度
4. 質の向上（社会的養育関係）	
項目	所要額（総額）
社会的養育の充実	242億円程度 (93億円程度) 0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）
	149億円程度

※所要額が「—」のものは、金額が特定できていないことによるもの。
※この表に掲載された項目に係る0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）については、「程度」等の記載を考慮せず、金額部分のみに着目して機動的に合計した金額は、3,502億円程度（参考数値）

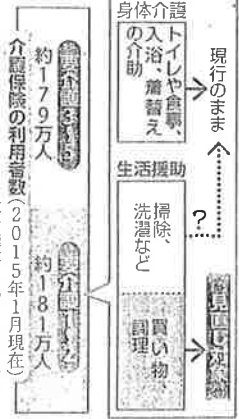
介護保険 調理 買い物除外

厚労省17年度にも 軽度者を対象

厚生労働省は、介護保険制度で「要介護1、2」と認定された軽度者向けサービスを大幅に見直す方針を固めた。具体的には、調理、買い物といった生活援助サービスを保険の給付対象から外すことを検討する。膨らみ続ける社会保障費を抑えるのが狙いで、抑制額は年約1100億円、約30万人の利用者に影響が出る可能性もある。

2月にも始まる社会保障

審議会で議論を開始。年内に改革案をまとめて、2017年度にも実施に移す。日常生活の手助けが必要で軽度者が介護保険を利用して受けられるサービスは、ホームヘルパーが自宅に来て、トイレの介助や調理などを行う「訪問介護」や、施設に通って運動などをしている「通所介護」



約179万人
約181万人
要介護者は約109万人

※厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査などを基に作成

軽度者向け訪問介護サービスの見直しのイメージ

と批判があった。ただ、掃除、洗濯などのサービスは、「民間サービスが広がってない」との見方も強く、見直されるかどうか流動的。入浴や食事の介助を行う身体介護は「利用者の生活への影響が大い」などとして現状維持される見通し。

高年齢の進展で介護費用は、介護保険がスタートした2000年の約4兆円から現在は年10兆円超に急増。ニーズを賄うため、保険料負担を求めるところにも限界があることから、同省は、給付範囲を見直すこととした。財務省の08年の試算によると、軽度者向けの調理や買い物、掃除など生活援助にかかるサービスすべてを介護保険から外した場合、年約1100億円の削減が見込める。これらのサービスを使っている軽度者は約30万人とみられる。

見直しの対象となるのは、「訪問介護」のうち、調理、買い物サービス。訪問介護を利用している軽度者の4割が調理、2割が買い物サービスを使っている。これらは、殆ど当初から「民間の配食事業もあるのに、介護保険で賄うのは疑問」「家政婦代わりが安易に利用されている」など

民間の配食サービスは1食あたり500〜600円が相場で、利用者の負担は

【東京新聞朝刊 2016/1/21】

見直し後の受け皿必要

厚生労働省が、介護保険の軽度者向けサービスを見直すのは、社会保障費の給付抑制だけが狙いではなく、限られた人材を手厚い介護が必要な重度者に集中させたいという事情もある。団塊の世代すべてが75歳以上になる2025年には約38万人の介護人材が不足する見込み。苦渋の判断といえるだろう。ただ、見直しには、「家事の手助けが得られなくなれば、施設暮らしが増える。長期的にはコスト増」との

声もある。保険から外れたサービスを提供する民間事業者が少ない中山間地に住む利用者や低所得者への支援も検討課題だ。自治体では今年度から、研修を受けた主婦らによる高齢者の家事支援が始まった。国はこうした取り組みを強化し、代替サービスの受け皿作りを急ぐべきだ。

「住み慣れた地域で自立した生活を送るサービスを確保する」という介護保険の理念に立ち返り、慎重な議論が求められる。（社会保障部 板垣茂良）

介護保険、家事援助除外も

軽度者対象 自己負担を検討

厚労省

厚生労働省は二十日までに、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象に、在宅での生活を援助するサービスの在り方を見直す方針を固めた。掃除や調理、買い物などの援助を介護保険の対象から外し、原則自己負担とすることを検討する。膨らむ社会保障費を抑制する狙いがあるが、負担増につながる高齢者の反発も予想される。

どの法改正を目指す。見直しの対象となるのは、主に介護ヘルパーが自宅を訪れる訪問介護の生活援助サービス。一三年度の厚労省の調査で、訪問介護の利用者のうち生活援助サービスだけを使う割合は、要介護1は50%を超えるためヘルパーを家政婦代わ

りにしている」との指摘が出ていた。財務省も昨年、介護の必要度が低い人については原則自己負担とするよう求めた。介護保険を使うと利用者は一割負担で済み、一割負担の人は一回二百五十円程度で生活援助（四十五分以上）を利用できる。自己負担になれば、一回二千五百円程度かかることになる。このため厚労省は、自治体が実施している家事支援サービスへの補助を充実して利用者負担を緩和することも検討していく。

軽度者への生活援助の在り方

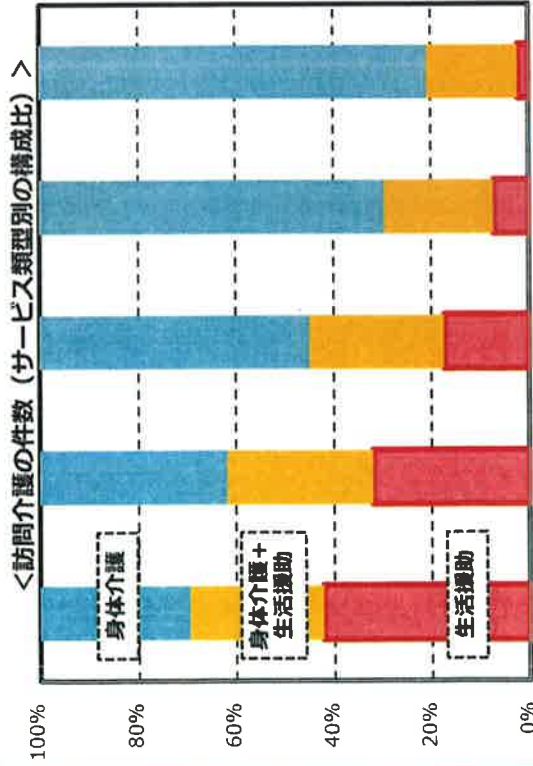
資料Ⅱ-2-21

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

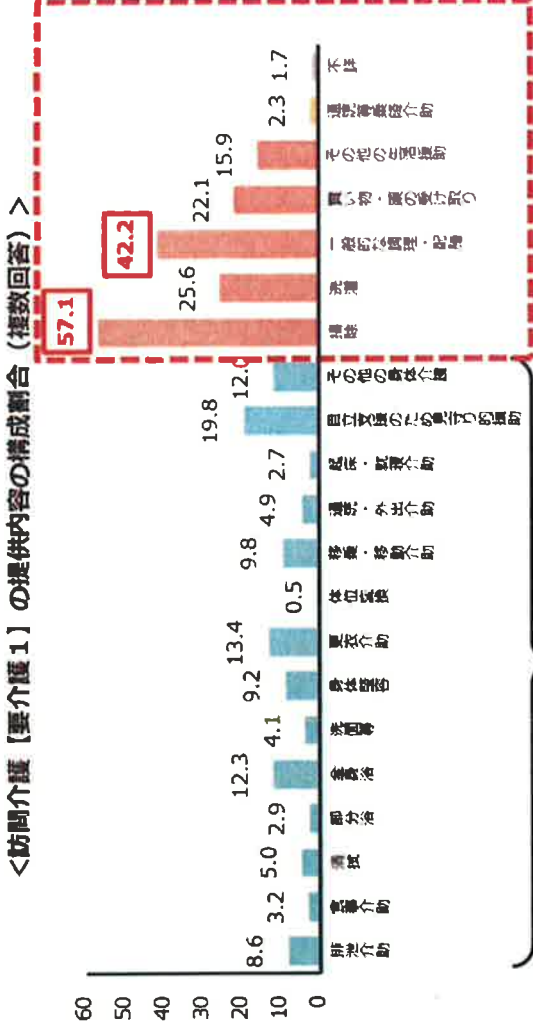
「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【論点】

- 要介護者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、軽度の要介護者（要介護1・2）では、生活援助のみの利用件数が全件数の概ね4割となっている。
- 生活援助の内容は、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。
- これらの在宅サービスには多くの民間企業が自由参入しているが、介護報酬に定められた公表価格を下回る価格を設定している事業者はほとんどなく、価格競争は行われていない。



【出典】厚生労働省「平成26年度介護給付費実態調査」



【出典】厚生労働省「平成24年度介護サービス施設・事業所調査」

【改革の具体的な方向性】（案）

- 軽度者に対する生活援助は、日常生活で通常負担する費用であり、介護保険給付を中重度者に重点化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべき。
- 【検討・実施時期】（案）
- 速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までの限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、平成29年通常国会に所要の法案を提出する。